

第2回自動車運転に関する支援者向け研修会 質疑応答

研修会へご参加いただきありがとうございました。

いただいた質問へ回答いたします。

なお、本回答においては愛知県警察本部運転免許試験場のご協力をいただきました。

医療機関での検査・評価について

Q1. 病気や障害によって運転者自身の判断力が低下していることも経験します。運転可否の判定には判断力の評価も含まれるのでしょうか？

A1. 病気や障害による運転への影響を正しく理解して行動する自己認識は、安全な運転には不可欠と考えます。明確な判定ラインがあるわけではありませんが、検査の数値だけでなく検査時の様子や普段の生活の様子も含めて総合的に判断しています。社会的行動障害の有無(イライラしやすい、感情のコントロールがしづらいなど)については注意して確認します。

外来通院される方の場合、普段の様子をよく見ているご家族や周囲の方からのエピソードを参考にするようにしています。

Q2. 自家用車と、バスやタクシーなどの運転可否判断は同じで良いのでしょうか？

A2. 免許の適性検査については、大型や二種免許においては深視力検査も必要となります。

また、てんかん患者、植込み型除細動器を植え込んでいる者については特に注意喚起が必要です。

てんかんに係わる発作が投薬無しで過去 5 年なく今後も再発の恐れがない場合を除き、大型および第 2 種免許の適性はないと判断されます。植込み型除細動器を植え込んでいる者については、発作や投薬にかかわらず適性なしと判断されます。

その他の疾患については明確な基準の違いはありませんが、医学的な判断に加え、職場の社会的要因の影響も考える必要があります。業務時間や体力などに配慮した勤務体制について会社側との調整も必須と考えます。

自動車運転に関する制度について

Q3. 一定の病気に該当する方が安全運転相談、適性検査を受けずに運転をして違反や事故を起こした場合、特別な罰則はありますか？

A3. 相談や適性検査を受けていないことによる罰則はありません。

しかしながら、病気で体調が悪いときに無理をして運転され事故を起こしてしまった場合は、通常の状態ですら事故を起こしてしまった場合に比べて、過労運転の中止(道路交通法第 66 条第 1 項)に触れる場合があります。身体障害があり、運転に適した装具等装着せずに運転され事故を起こしてしまった場合は、安全運転義務違反(道路交通法第 70 条)に触れる場合があります。身体に障害が残られた方は、適性検査を受けられて免許に条件を付けるか付けないか判定されることをお勧めします。

また医師に運転を控えるように指示されているにも関わらず運転をし、重大な事故を起こしてしまった場合は危険運転致死傷罪に該当する可能性もあります。

Q4. 運転を控えるよう医師から助言をされているにもかかわらず運転をしている状況を知っていながら、万が一本人が事故を起こしてしまった場合、医療福祉機関の支援者側に責任が問われる可能性はあるのでしょうか？

A4. 責任を問われることはないと思われます。

対象者にいつ、どの時点で、運転を控えるよう助言をしたのか、確認される可能性はあります。

Q5. 70歳以上で一定の病気に罹患した場合、高齢者講習はどうしたらよいのでしょうか？

A5. 更新手続きの高齢者講習は、期限が切れる前に手続きが必要です。

高齢者講習の実車講習に支障があると思われる方は、電話で安全運転相談室へご相談ください。運転を控えるよう判断される場合には、自主返納をご案内することをお勧めします。

Q6. 条件付き免許にはどのような種類があるのでしょうか？

A6. 身体障害の状態に応じて免許の範囲及び免許に付する条件についての判断の基準が定められています。「AT 車に限る」や「原付車は三輪又は四輪に限る」、「AT 車でアクセル・ブレーキは手動式に限る」などの条件があります。道路交通法第 91 条や警察庁通達を参考にしてください。

Q7. サポカー限定免許の取得方法は？

A7. サポートカー限定免許については、普通自動車免許を保有している方が対象となります。

二輪車免許はサポートカー免許にできません。サポートカー限定免許の問い合わせや相談については、安全運転相談室へお問い合わせください。

名古屋市総合リハビリテーションセンターについて

Q8. 名古屋市総合リハビリテーションセンターで運転評価を依頼することはできますか？

A8. 外部医療機関からの評価依頼を受け付けております。

詳細は下記 URL または QR コードから資料をご参照いただき、お問い合わせください。



https://www.nagoya-rehab.or.jp/res/projects/default_project/page/001/001/306/20201118.pdf

Q9. 「高次脳機能障害と自動車運転ガイドブック」作成後に安全運転相談・適性検査の受検率が向上したとありましたが、どのような方を対象とした調査ですか？

A9. ガイドブック運用後、当センターで運転評価を受けられた脳損傷の方を対象としています。調査の詳細については今後学会・論文発表を予定しています。

ご不明な点などございましたら、なごや高次脳機能障害支援センターへお問い合わせください。